

VI 施策の推進体制

1 市民等の意見反映のための体制

高齢者施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を確保することなどを目的として、被保険者、保健関係者、医療関係者、福祉関係者、学識経験者等で構成する「大阪市高齢者施策推進会議」を開催しています。

この会議では、市民からの公募委員や女性委員の積極的な参画等を図り、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた総合的な高齢者施策の推進において、市民や関係団体の意見反映に努めています。

また、委員からの意見を聴くとともに、幅広く市民からの意見を募集するため、パブリック・コメントを実施し、計画への意見反映について審議しています。

2 施策推進のための体制

高齢者施策に主体的に取り組む、その一層の推進を図るため、全庁的な組織として、健康福祉局長を委員長とする「大阪市高齢者施策連絡会議」を設置し、高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するための体制整備を図るとともに、この計画で示した施策について、府や関係機関・関係団体との連携を図りながら、その進捗管理を行っています。

計画の進捗状況の点検及び評価については、大阪市高齢者施策推進会議へ報告し、委員の意見などを踏まえながら、より効果的・効率的な高齢者施策の推進に向けた取り組みへつなげていきます。

地域密着型サービスについては、本市が事業者の指定を行い、法令の範囲内で指定基準等の設定ができることから、高齢者や事業者、保健・医療・福祉関

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。

係者、学識経験者等の意見を聴く「大阪市地域密着型サービス運営委員会」を設置し、サービスの質並びに適正な運営の確保に努めています。

*地域包括支援センターについては、センターの設置、運営・評価に関することや*地域包括ケアに関することを協議する「大阪市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、センターの円滑かつ適正な運営、公平・中立性の確保を図ります。

3 研究・検討体制の整備

この計画においては、いくつかの課題について、研究あるいは検討を行うこととしています。

「Ⅱ 重点的な課題と取組み」にある、ひとり暮らし高齢者等世帯への支援の仕組みや認知症高齢者への支援・高齢者虐待の防止といった高齢者の尊厳を保持し、地域での生活を継続するための方策及びその普及やこれから高齢期を迎える*団塊の世代が今後ボランティア活動など地域において役割を担うための仕組みづくり等の様々な課題についての研究・検討が求められています。

これらの課題について、引き続き必要な情報・資料の収集・分析、ニーズや実態の把握のための調査・分析等を行い研究・検討を行います。

さらに、専門的な領域については、弘済院等の医療機関や大阪市立大学などの研究機関の協力を得て、課題の解決に向けた研究・検討を行います。

*を付している語句については、巻末の用語解説に掲載しています。